

四日市市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第44号

四日市市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則
四日市市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年四日市市規則第53号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の申請)</p> <p>第2条 法第115条の22第1項の規定による申請は、<u>介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「厚生労働大臣が定める様式」という。）に規定する別紙様式第二号（一）</u>及び市長が必要と認めた書類により行うものとする。</p> <p>2から4まで （略）</p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第3条 法第115条の25の規定による届出は、<u>施行規則第140条の37第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては厚生労働大臣が定める様式に規定する別紙様式第二号（四）</u>及び市長が必要と認めた書類により、同条第2項に掲げる事業の<u>再開に係るものにあつては厚生労働大臣が定める様式に規定</u></p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第2条 法第115条の22第1項の規定による申請は、<u>指定介護予防支援事業所指定申請書（第1号様式）</u>及び市長が必要と認めた書類により行うものとする。</p> <p>2から4まで （略）</p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第3条 法第115条の25の規定による届出は、<u>施行規則第140条の37第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては指定介護予防支援事業所変更届出書（第2号様式）</u>及び市長が必要と認めた書類により、同条第2項に掲げる事業の<u>廃止、休止、又は再開に係るものにあつては指定介護予防支援事業所事</u></p>

する別紙様式第二号（五）及び市長が必要と認めた書類により、同条第3項に掲げる事業の廃止又は休止に係るものにあつては厚生労働大臣が定める様式に規定する別紙様式第二号（三）及び市長が必要と認めた書類により、それぞれ行うものとする。

2 （略）

（指定の更新の申請）

第4条 法第115条の31において準用する法第70条の2の規定による申請は、厚生労働大臣が定める様式に規定する別紙様式第二号（二）及び市長が必要と認めた書類により行うものとする。

2 （略）

（指定介護予防支援の委託の届出）

第5条 施行規則第140条の35の規定による届出は、厚生労働大臣が定める様式に規定する別紙様式第二号（七）により行うものとする。

業廃止（休止・再開）届出書（第3号様式）及び市長が必要と認めた書類により、それぞれ行うものとする。

2 （略）

（指定の更新の申請）

第4条 法第115条の31において準用する法第70条の2の規定による申請は、指定介護予防支援事業所指定更新申請書（第4号様式）及び市長が必要と認めた書類により行うものとする。

2 （略）

（指定介護予防支援の委託の届出）

第5条 施行規則第140条の35の規定による届出は、指定介護予防支援委託（変更）届出書（第5号様式）により行うものとする。

第1号様式から第5号様式までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和3年四日市市告示第32号）の一部を次のように改正する。